50047

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　４年　９月　１日　至　令和　５年　８月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　森下外科・整形外科医院

① □ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

② □ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③ □ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　山口県防府市中西２番３号

(3) 設立認可年月日　　平成１１年　３月３０日

(4) 設立登記年月日　　平成１１年　４月　２日

２　事業の概要

(1) 本来業務

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診療所	森下外科・整形外科医院	３５１０６１２０３３	山口県防府市中西２番３号	一般病床０床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和４年１０月１６日　　令和３年度決算の決定

〃　　令和４年度の役員報酬限度額の決定

〃　　令和４年度の借入金額の最高限度額の決定

令和５年　８月２６日　　次年度の事業計画の決定

様式２

法人名	医療法人　森下外科・整形外科医院 ✓	※医療法人整理番号
所在地	山口県防府市中西２番３号	

財　産　目　録 ✓

（令和 ５ 年 ８ 月３１日現在）✓

１．資　産　額	75,357 千円	✓
２．負　債　額	8,282 千円	✓
３．純　資　産　額	67,075 千円	✓

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額	
Ａ　流動資産		41,527	✓
Ｂ　固定資産		33,830	✓
Ｃ　資産合計	（Ａ＋Ｂ）	75,357	✓
Ｄ　負債合計		8,282	✓
Ｅ　純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	67,075	✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人　森下外科・整形外科医院
所在地　山口県防府市中西２番３号

※医療法人整理番号					

貸借対照表

（令和　５年　８月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	41,527	Ⅰ 流動負債	4,525
Ⅱ 固定資産	33,830	Ⅱ 固定負債	3,757
1 有形固定資産	16,452	（うち医療機関債）	0
2 無形固定資産	75	負債合計	8,282
3 その他の資産	17,303	純資産の部	
（うち保有医療機関債）	0	科目	金額
		Ⅰ 出資金	8,000
		Ⅱ 積立金	59,075
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		純資産合計	67,075
資産合計	75,357	負債・純資産合計	75,357

様式４－２

法人名　医療法人　森下外科・整形外科医院　✓
所在地　山口県防府市中西２番３号

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書 ✓

（自　令和　４年　９月　１日　至　令和　５年　８月３１日）✓

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ　事業損益		
Ａ　本来業務事業損益		
１　事業収益	61,589	✓
２　事業費用	55,847	✓
本来業務事業利益	5,742	✓
Ｂ　附帯業務事業損益		
１　事業収益	0	
２　事業費用	0	
附帯業務事業利益	0	
事業利益	5,742	✓
Ⅱ　事業外収益	3,329	✓
Ⅲ　事業外費用	115	✓
経常利益	8,956	✓
Ⅳ　特別利益	0	
Ⅴ　特別損失	0	
税引前当期純利益	8,956	✓
法人税等	807	✓
当期純利益	8,149	✓

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　森下外科・整形外科医院
理事長　御　江　慎一郎　殿

私は、医療法人 森下外科・整形外科医院 の令和４会計年度（令和４年９月１日から令和５年８月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和５年１０月１２日

医療法人　森下外科・整形外科医院

監　事　　藤　中　秀　幸